

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

令和のむらづくり推進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

宮城県

3 地域再生計画の区域

宮城県の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地方創生の実現における構造的な課題

・農山漁村地域は、地域の住民同士の相互扶助的な繋がりにより、農林水産物供給の場だけでなく、生産活動を通して国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等、多面的な機能を有している。

・しかしながら、全国の農山漁村における人口減少・高齢化傾向と同様に、本県の農山漁村地域も、都市部である仙台都市圏と比較して人口の減少および高齢化が加速的に進んでおり、地域活動・地域産業の担い手不足による集落機能の低下が見られている。（仙台都市圏人口 H22：149 万人→H30：153 万人、仙台都市圏以外人口 H22：85 万人→H30：78 万人）

・一次産業については、東日本大震災から農林水産業及び加工業の生産基盤や生産状況は回復しつつあるが、沿岸地域では、未だ産業人材の流出や既存販路の喪失等の影響で売上げや生産体制が震災前に回復しておらず、地域のなりわい回復に暗い影を落としている。

・農林水産業の就業状況について、新規就業者の数は農業では、近年増加傾向にあるが、林業・水産業においては横ばいで推移している。就業者全体で見ると農業（基幹的農業従事者数※1：H22 45,893 人→H27 41,790 人）と水産業（漁業就業者数※2：H25 6,516 人→H30 6,224 人）で年々減少傾向にあるが、林業（林業就業者数※3：H22 1,366 人→H27 1,438 人）についてはやや増加が

見られる。しかし、農林水産業いずれの業種も高齢化が進行している（60歳以上の基幹的農業従事者割合※1：H27 80.7%、50歳以上の林業就業者割合※3：H27 53.6%、60歳以上の漁業就業者割合※2：H30 52.4%）ため、継続した担い手の確保が課題となっている。

・特に1年目から担い手確保事業に取り組む林業については、東日本大震災後、沿岸部の合板工場等の再建によるサプライチェーンの早期回復や復興需要により需要が増加している一方、森林所有者の高齢化や不在村所有者の増加が一層深刻化し、森林管理・経営意欲の減退が懸念されているため、地域の森林管理に対する担い手確保が強く求められている。

・これまでも県地方振興事務所を中心に地域おこし協力隊やDMO等関係機関と連携した地域活性化事業や農林漁業の担い手確保・育成促進のための広報・研修事業等を実施してきたが、農山漁村地域の人口減少及び一次産業の担い手減少と高齢化を解消するには至っていない。

・現在の状況がこのまま継続した場合、農林水産業の中心となる農山漁村地域においては、一層の高齢化や人口減少の進行による地域の担い手不足、それに伴う一次産業の衰退、耕作放棄地等の地域資源の遊休化や荒廃、共同活動の存続の危機、集落機能の低下、地域に対するあきらめ感の蔓延等の課題を抱え、地域外に対しても魅力を発信できない「持続不可能」な地域となる可能性がある。

※1 農業センサス、※2 漁業センサス、※3 国勢調査

4-2 地方創生として目指す将来像

【概要】

・本県は、県土の約6割が森林で、残りを農用地と市街地等がほぼ二分している。また、沿岸部は、漁業が基幹産業となっており、流通業や加工業など様々な関連産業とともに、地域経済の核となっている。

・農山漁村地域は、一次産業を支えるだけでなく、農林漁業の営みを通じた各集落における共同作業等を通じた相互扶助的な関係性により多面的な機能を形成し、効果を発揮している。しかしながら、本県の農山漁村地域は、東日本大震災以降、人口の減少および高齢化がさらに進んでおり、集落機能の低下が見られている。

・こうした農山漁村の現状を打破するためには、地域経済の核としての一次産業そのものの活性化はもちろんのこと、地域活動や地域産業の担い手として女性・高齢者・外国人等の多様な人材を確保し、人口減少局面にあっても集落活動の活性化と持続的な一次産業を実践するとともに、地域資源を活用したビジネスモデル創出等の新たな施策を取り入れ、農山漁村地域が稼ぐ力を高め、地域経済の自立を目指す必要がある。そのため、本事業を通じて地域運営の仕組みを住民自らが活性化できる仕組みに再編することで、農山漁村地域がより多様な人材を確保するとともに将来の担い手につながる関係人口を呼び込むことで地域の活力を永続的に循環させる。そして、産業と地域づくりの両面から魅力があふれる持続可能な農山漁村の形成を目指すものである。

【数値目標】

K P I	事業開始前 (現時点)	2020年度増加分 1年目	2021年度増加分 2年目
第一次産業における新規就業者数 (人)	0	7	313
農山漁村交流拡大プラットフォーム 参加団体数(団体)	0	20	10
人材マッチングによる地域団体と 応援者のマッチング年間成立件数 (件)	0	5	5

2022年度増加分 3年目	K P I 増加分 の累計
313	633
10	40
5	15

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2の③のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ 地方創生推進交付金（内閣府）：【A3007】

① 事業主体

2に同じ。

② 事業の名称

多様な人財が輝き、活力巡る令和のむらづくり

③ 事業の内容

農山漁村地域の抱える構造的な諸課題に対応するために、①地域資源の磨き上げによる地域の経済的自立、関係人口拡大による地域活性化と②基幹産業と地域づくりを支える多様な担い手の確保・育成等が必要であることから、これらの目的に応じた下記事業に取り組むことにより、持続可能な農山漁村づくりを推進する。

【地域づくり】

1 人材育成及び集落機能の強化

集落の共同活動や森林整備・漁業支援ボランティア活動等地域活動の企画作成・運営支援や、地域を牽引する人材育成研修を実施する。また、課題を抱える地域団体と課題解決の知識や技術を持った者（行政や企業人OB、県内外のプロボノ、地域出身の県内外在住者等）とのマッチングを行うことで、地域課題の解決と関係人口の創出を行う。

2 地域資源ビジネスの創出・展開

地域運営組織等による地域資源ビジネスモデルの創出のため、地域資源の掘り起こしや販売戦略等のためのワークショップ、農産品販売・サービス提供の試行等に取り組む。また、農林漁業者等を対象に、地域食材と多様な地域資源によるペアリング商品等の開発や販路開拓を支援することで地域の6次産業化を推進する。

3 農山漁村地域の関係人口の拡大推進

農山漁村の地域づくりに関して、地域団体や企業との連携を促進する組織として農山漁村交流拡大プラットフォームを創設し、研修会や参画企業誘致を行う。

【産業担い手づくり】

1 農業・農村の活性化支援

各圏域の課題に対応して市町村や民間企業、農業の担い手と連携した農業振興施策を行うとともに、農業法人等が女性、外国人、障害者等を雇用するために必要となる環境改善・整備等を支援するとともに、女性の農業経営力向上を支援する。

2 林業新規就業者確保・定着支援

林業への就業希望者のニーズに応えるため、段階的な研修コースの創設等就業支援事業を展開するとともに新規就業者確保の裾野を広げるため、高校生等就業希望者を対象としたインターンシップ等開催支援や自伐林家の確保・育成を支援する。

3 漁業新規就業者確保・定着支援

新規漁業就業者等に対するワンストップ相談窓口の開設と新規就業前研修（短期及び長期研修を実施する漁師カレッジ）の展開及び就業者の確保・定着等を支援する。

④ 事業が先導的であると認められる理由

【自立性】

農山漁村交流拡大プラットフォームの参画者拡大支援や、事務局機能体制の構築等を行うことにより、集落における地域活動の企画運営支援や人材育成研修を実施することが可能となり、集落の自立的な組織運営を促進するほか、地域商社事業の考え方・手法を活用した地域資源ビジネスの創出や、商品開発支援等が可能となることにより、地域資源を活用した「稼ぐ力」を高め、自走できる体制が整備されると考える。

【官民協働】

関係市町村、農林漁業者、地域づくり団体、観光・宿泊・飲食等事業者、旅行業者や交通事業者、IT企業、金融機関等、多様な参画者が農山漁村交流拡大プラットフォームに参画しネットワークを構築することで、民間事業者の各専門的経験から培った地域づくりや商品づくり、交流促進に向けた柔軟なアイデア、知見、ノウハウ等を地域側で活用でき、官民一体となって事業を推進することができる。また、農林漁業の担い手確保についても、地域に密着している農協、漁協等と協働することで地域が一体となった取組が可能となる。

【地域間連携】

令和のむらづくりを実践する市町村だけでなく、一次産業従事者、圏域の事業者や団体、県内外の旅行業者やIT企業等とネットワークを構築し、県内外の情報収集と共有、担い手の確保・育成、各種タイアップによる広域連携商品の開発造成、人材交流等に取り組むことで、関係地方公共団体同士の協力体制が生まれ、広域的な地域間連携に寄与することができる。

【政策間連携】

集落機能の強化や人材育成、地域資源ビジネスの創出やペアリングの推進による農林漁業の所得向上、農山漁村交流拡大プラットフォーム設立による人材交流等をおして、住み続けられる魅力ある地域づくりが形成されることにより、地域住民の流出防止や関係人口の拡大、移住・定住が促進されるほか、複数の関係主体が共通の目標を持って連携を深められるなど、各種施策に好循環をもたらすことができる。

- ⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））
4-2の【数値目標】に同じ。
- ⑥ 評価の方法、時期及び体制

【検証方法】

PDCAサイクルのマネジメント手法により、事業の執行状況や事業目的、KPIの達成状況について、毎年度5月から7月にかけて、外部有識者等の意見も取り入れながら評価を行い、その結果を具体的な取組に反映し、計画

の着実な推進を図る。

【外部組織の参画者】

産：東北経済連合会、仙台経済同友会、宮城県商工会議所連合会、みやぎ工業会、宮城県観光誘致協議会、宮城県建設業協会、宮城県農業協同組合中央会、宮城県漁業協同組合、宮城県中小企業団体中央会、宮城県経営者協会 ほか

官：宮城県市長会、宮城県町村会、東北財務局、東北農政局、東北経済産業局、東北地方整備局、東北運輸局

学：東北大学、宮城大学、宮城学院女子大学

金：七十七銀行、宮城県銀行協会

労：日本労働組合総連合会宮城県連合会

言：河北新報社（個別意見聴取）

【検証結果の公表の方法】

有識者会議の公開、記者発表、県HPで公表。

⑦ 交付対象事業に要する経費

- ・ 法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】
総事業費 284,128千円

⑧ 事業実施期間

2020年4月1日から2023年3月31日まで

⑨ その他必要な事項

特になし。

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし。

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

該当なし。

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から2023年3月31日まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

5-2の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】に同じ。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

4-2に掲げる目標について、7-1に掲げる評価の手法により行う。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

5-2の⑥の【検証結果の公表の方法】に同じ。